

選任第3号

議会運営委員の選任について

議会運営委員を選任するものとする。

令和5年8月18日 提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎向日市議会委員会条例（抜粋）

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。  
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議会運営委員会の設置）

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。  
2 議会運営委員会の委員の定数は8人とする。  
3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第3条の3 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（委員の選任）

第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。  
2 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、この任期満了の前30日以内に行うことができる。  
3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。  
4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

（委員長及び副委員長）

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。ただし、特別委員会においては、必要がある場合に副委員長2人を置くことができる。  
2 委員長及び副委員長は、委員会においてそれぞれの委員の中から互選する。  
3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。